

NTTグループの共同調達に関する検討の方向性について

2020年3月24日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課

NTTグループ主要会社設立時の公正競争要件

日本電信電話公社

行政改革に関する第3次答申(昭和57年7月臨時行政調査会答申)

- ◆電電公社を基幹回線部分を運営する中央会社と地方の電話サービス等を運営する複数の地方会社に再編成

日本電信電話株式会社

日本電信電話株式会社の移動体事業の分離について(平成4年4月郵政省報道発表)

- ◆可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築
- ◆NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止
- ◆転籍による社員の移行
- ◆NTTの出資比率の低下
- ◆NTT・新会社の共同資材調達~~の禁止~~

データ通信事業の分離について(昭和63年4月日本電信電話株式会社報道発表)

- ◆NTTの出資比率の低下
- ◆転籍による社員の移行
- ◆NTTによる新会社への回線提供の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保
- ◆NTT・新会社の共同調達~~の禁止~~

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年12月郵政省告示)

- ◆地域会社・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止
- ◆持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施
- ◆持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達~~の禁止~~
- ◆地域会社・長距離会社間の接続形態・接続条件の他事業者との同等性確保
- ◆地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保
- ◆長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合における条件の他事業者との同一性確保
- ◆地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性確保
- ◆持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示の条件の他事業者との同一性確保

ソフトウェア関連業務の事業化について(平成9年3月日本電信電話株式会社報道発表)

- ◆NTTから新会社への取引について、第三者と同等の取引条件の確保
- ◆NTT・新会社の共同調達~~の禁止~~
- ◆研究開発成果の開示の担保等



数値は持株会社の出資比率(平成31年3月末現在)

*コミュニケーションズ及びデータは、持株会社の100%出資会社(NTT Inc.)の出資比率

データ通信事業の分離について(昭和63年4月18日 日本電信電話株式会社 報道発表)

4. 公正競争条件の整備

(5) 資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

日本電信電話株式会社の移動体事業の分離について(平成4年4月28日 郵政省 報道発表)

別紙

2 公正有効競争条件の整備

(5) 資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

ソフトウェア関連業務の事業化について(平成9年3月12日 日本電信電話株式会社 報道発表)

3. その他

(1) NTTと新会社との関係

4) NTTは、新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、新会社との共同資材調達を行わないこととします。

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年12月19日 郵政省 告示)

五 承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項
会社は、承継会社への事業の引継ぎに当たっては、電気通信の分野における公正な競争を確保するための以下に掲げる条件
等が遵守されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(四) 持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わないこと。

東/西日本電信電話株式会社への日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画 (平成11年5月21日 郵政省 認可)

5. 東/西会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項

会社は、東/西会社への事業の引継ぎに当たって、電気通信の分野における公正な競争を確保するために、以下の措置を講ずるものとする。

(4) 地域会社は、独自の資材調達部門を持ち、自ら独立して資材調達を行うこととし、長距離会社の資材調達は行わないこととする。ただし、東会社及び西会社で共通に使用する主要な電気通信物品については、価格低減を図るために持株会社が集約して行うことができるものとする。

- NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本は、WTO政府調達協定の適用対象機関とされている。ただし、「公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達」、「建設サービス以外の付表5に掲げるサービスの調達」は、適用除外とされている。

WTO政府調達協定(政府調達に関する協定を改正する議定書) (平成26年条約第4号)

第1条 定義

第2条 適用範囲

第3条 安全保障のための例外及び一般的例外

第4条 一般原則

第5条 開発途上国

第6条 調達制度に関する情報

第7条 公示

第8条 参加のための条件

第9条 供給者の資格の審査

第10条 技術仕様書及び入札説明書

第11条 期間

第12条 交渉

第13条 限定入札

第14条 電子オークション

第15条 入札書の取扱い及び落札

第16条 調達に関する情報の透明性

第17条 情報の開示

第18条 国内の審査のための手続

第19条 適用範囲の修正及び訂正

第20条 協議及び紛争解決

第21条 この協定の機関

第22条 最終規定

第2条 適用範囲

4 各締結国は、附属書 I の自国の付表において次に掲げる情報を特定する。

(c) 付表3においては、その調達がこの協定の適用を受けるその他の全ての機関

●協定附属書I付表3に掲げるその他の機関

【A群】

1.1 独立行政法人農畜産業振興機構

1.2 中日本高速道路株式会社

：

1.49 日本電信電話株式会社(注釈 3f及びg)

1.50 東日本電信電話株式会社(注釈 3f及びg)

1.51 西日本電信電話株式会社(注釈 3f及びg)

：

1.63 西日本高速道路株式会社

●付表3に関する注釈

3 特定の機関に関する注釈

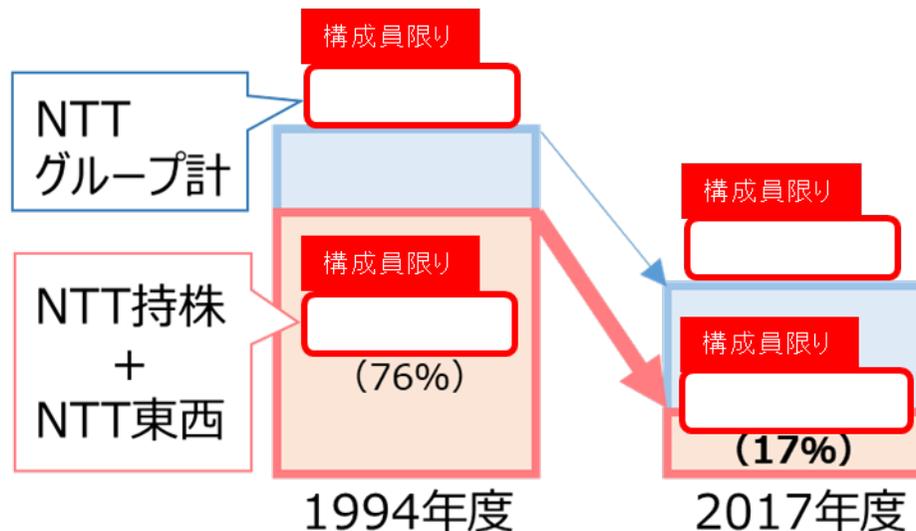
f 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。

g 建設サービス以外の付表5に掲げるサービスの調達は、含まない。

※NTTコミュニケーションズについては、平成11年のNTT再編に伴い、同協定の適用対象機関としない旨の通報をWTO政府調達委員会に行い、平成18年12月に除外された。

- NTTグループは、グローバルベンダー等からの調達コストの低減に向け、2018年11月よりNTTグローバルソーシング社を設立し、一元的な価格交渉による効率化に取り組んできているところであるが、再編成当時等の整理により、本スキームの対象にはNTT持株・NTT東西は含めないこととしている
- 一方、共同調達に係るルールが課されたNTT再編成当時と比べ、NTTグループ全体の調達額に占めるNTT持株・NTT東西の調達額の割合は大きく低下し、市場に与える影響は小さくなっている等、市場・調達の環境が変わってきている

NTTグループ（主要8社）の調達額推移



※調達額：ルータ・サーバ・伝送装置等のハードウェア、及び市販・開発ソフトウェア等

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、**不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止している。**

<対象事業者>

【固定通信市場】一種指定事業者：NTT東西

【移動通信市場】二種指定事業者のうち、収益シェア等を勘案して※指定されたもの：NTTドコモ

※ 収益シェアが25%を超える場合にその推移その他の事情を勘案

禁止される行為

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

【具体例】

他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、本来の利用目的を超えて社内の他部門や他社に提供すること



<対象事業者>

【固定通信市場】:NTT東西

【移動通信市場】:NTTドコモ

特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

【具体例】

特定の事業者※のみと連携し、排他的な取引をすること

※ 移動通信市場においてはグループ内の事業者であって、総務大臣が指定する者



<対象事業者>

【固定通信市場】:NTT東西

【移動通信市場】:NTTドコモ

製造業者等への不当な規律・干渉

【具体例】

製造業者・コンテンツ事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること



<対象事業者>

【固定通信市場】:NTT東西

【移動通信市場】:—

【最終答申(情報通信審議会 令和元年12月17日)(関係部分抜粋)】

以上の環境変化や、NTT再編時等と比較して禁止行為規制等の公正競争を確保するための一定の規律が整備されていることを踏まえれば、NTTグループの強い購買力を背景とした公正競争の阻害を防止するというNTTグループの**共同調達に係るルールの趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資する**と考えられる。また、上記のスキームを通じ、希望に応じて**他の事業者も含めた共同調達が行われることにより市場の活性化が期待される。**

他方で、公正競争を確保する観点からは、**NTTグループにおいて、公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定、共同調達の状況の公表等の自主的な取組を行うとともに、共同調達を求めるに当たり、総務省において公正競争への影響等を検証することとし、NTTに対して共同調達の運用状況等に関する定期的な報告を求める等の担保措置が必要**である。

注：NTTによれば、NTTグループ各社^{※1}の調達額^{※2}に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合は、NTTドコモ分社時(1994年度)の約8割から2017年度には約2割まで低下するとともに、NTT及びNTT東西の調達額も、2017年度には、NTTドコモ分社時の約1割に低下している。

※1 NTT、NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェア及びNTTファシリティーズを指す。

※2 ルータ・サーバ・伝送装置等のハードウェア、市販・開発ソフトウェア等(携帯端末等を除く。)に係る調達額を指す。

【最終答申(案)に対する意見に対する考え方(情報通信審議会電気通信事業政策部会 令和元年12月6日)(関係部分抜粋)】

NTTグループにおいては、公正競争を確保するための措置、他の事業者も含めた共同調達を可能とするための措置など、電気通信事業法等における公正競争を確保するための規律を遵守するために必要な措置を講ずることにより、公正競争を確保することが求められます。

こうしたことを踏まえ、**NTTグループの共同調達の実施に当たっては、総務省において、上記の観点から必要となる措置に関する考え方を明確化するとともに、NTTグループによる共同調達の運用状況、NTTグループが講ずることとした措置の実施状況等について、定期的な報告を求め、検証の結果、公正競争に支障があると認められる場合には、日本電信電話株式会社等に関する法律及び電気通信事業法の規律に基づき、業務の適正化を図る**ことが適当と考えます。

なお、NTTグループが共同調達を実施するに当たっては、上記の考え方に則して、公正競争を阻害することがないよう、適切に実施することが求められます。

答申を踏まえた検討の方向性

- NTTグループの共同調達に係るルールの特徴は引き続き維持しつつ、NTT持株会社・NTT東西と新会社※との間の共同調達を例外的に認める場合の必要な措置等に関する考え方をあらかじめ明確化することが必要ではないか。
- NTT持株会社・NTT東西が共同調達を実施する場合にあつては、上記の考え方を踏まえ、あらかじめ共同調達に関する実施方針等を公表するとともに、公正競争への影響等について検証を可能とする観点から、総務省に対して定期的に実施状況等を報告することが必要ではないか。

※ 昭和63年以降、旧NTTから分離したNTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、NTTデータ及びNTTコムウェアをいう。

具体的な検討事項(案)

共同調達を例外的に認める場合の必要な措置等に関する考え方について、主に以下の観点から検討を行い、指針等の策定を通じ具体化することが適当ではないか。

- ① NTT再編の趣旨を踏まえ、共同調達を通じたNTTグループの一体化を防止するための構造的な措置
 - ・ 人・情報の一体化の防止 (例) 共同調達会社との役員兼任、調達情報の目的外利用の禁止
 - ・ ネットワークの一体化の防止 (例) 共同調達会社への業務委託の制限
 - ・ 資金の一体化の防止 (例) 共同調達会社における会計分離
- ② NTT持株会社・NTT東西が共同調達に参加する場合にあつても引き続き公正競争を確保するための措置
 - ・ NTT持株会社・NTT東西が共同調達に参加することにより、NTTグループ各社が著しく有利な条件で共同調達を行うことの防止
(例) 他の電気通信事業者に対する共同調達機会の提供
共同調達に対する定量的な制限
 - ・ その他の電気通信事業法に規定する公正競争上の禁止行為規制等の遵守
(例) 不当な優遇の禁止、機器の製造・販売事業者に対する不当な規律・干渉の禁止
- ③ 環境変化等により公正競争への影響が生ずるおそれがあると認められる場合の指針等の見直し

- 電気通信事業法第172条第1項により、電気通信事業者等の業務の方法等に苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し意見の申出をすることができる。
- 本年1月27日、KDDI、ソフトバンク等21者は、NTTグループによる共同調達に係る意見申出書を総務大臣に提出。

意見申出に係る規定

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(意見の申出)

第七十二条 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件又は電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の業務の方法に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

意見申出書の概要

■ 提出日

令和2年1月27日

■ 申出事業者 21者

KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)IDCフロンティア、(株)アットアイ、オーシャンブロードバンド(株)、沖縄セルラー電話(株)、沖縄通信ネットワーク(株)、(株)オプテージ、関西ブロードバンド(株)、(株)QTnet、中部テレコミュニケーション(株)、(株)TAM、東北インテリジェント通信(株)、(有)ナインレイヤーズ、(株)新潟通信サービス、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、ビー・ビー・バックボーン(株)、ビッグロブ(株)、北陸通信ネットワーク(株)、UQコミュニケーションズ(株)、Wireless City Planning(株)

■ 申出対象の電気通信事業者

日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)

■ 申出の概要

- 公正競争の確保のために必要な議論の実施
- “公正競争を阻害しない範囲”での共同調達実施に係る審査・認可基準などの運用ガイドラインの策定
- 上記の対応が完了するまで、NTTグループが共同調達を開始しないよう指導すること